



日刊動労千葉

國鐵千葉動力車勞働組合

〒260 千葉市中央区要町 2 番 8 号 (動力車会館)
電話 { (鉄電) 千葉 2935・2936番
 (公) 043(222)7207番

96.3.5 No. 4352

「NEXに影響をちえたら 『H』が重くなる!?

二月三日、銚子支部A君に對

「（昨年）一二月二三日、
香港第一ビル駅において一分三

〇秒の早発事故を起した」と
とを理由として、訓告処分がだ
された。しかし、この処分をめ
ぐる団体交渉において、「ZE
Xに影響を与えた場合は処分が
重くなる」という、とんでもな
い「見解」が示された。

EXを駆使せたからだ?

当組 Aさんは、一七一八F列車に乗務中、空港第二ビル駅において、時刻確認をせず、一分三〇秒列車を早発させたことによって六人のお客様が同列車に乗れず、その救済措置として後続のNEXを佐倉駅に臨時停車し、お客様を降車させるなどの措置をとつた。これによつて訓告とした。

組 処分通知には、NEXが云々という理由は書かれてないですね。

組 当はい。

組 確かに早発したことは事実だが、再発しないように注意を喚起するという处分の趣旨からすれば訓告というのは重すぎるのではないか。われわ

「今三〇禁の 早發乞訓の告白」

では、今回の処分には、NE
Xに影響を与えたということ

当量定の部分で、お客さまに与えた影響、今回のように商品価値の高い列車を臨停させたということを勘案したといふことは確かにある。

組 NEXを佐倉に臨停させたと言っているが、ドア扱い等行なつたというようには聞いていない。

「処分」の客觀性 はどういく?

NEXという商品価値の高い列車に影響を与えたことで組

処分が重くなつたということ
だが、二つの矛盾・疑問があ
り、見解を聞きたい。

ひとでは、処分というのではなく、自分の責任においてやつてしまつたミスなり、事象なりに対して行なわれるべきものであり、今回の場合はわざか一分三〇秒の早発ということだ。全く影響がでない場

合もあれば、である場合もあるが、運転士の責任としては、早発したという事象以外を問うことはできないはずだ。

重くなるのか」と言われるが
結果として与えた影響という
ことも、処分の判断に含めざ
るを得ない。発車時刻を確認

してもらいたい。

組 問題をはぐらかさないで欲しい。時刻確認をするしない。議論しているのではない。今回の早発でNEXが救済措置に使つたことによつて、加分が重くなつたことが問題だと指摘している。

そもそも列車設
定 자체에 문제
가 있다.

そもそも、今回の早発事故の原因は列車設定そのものにある。千葉支社は、成田空港駅発車時刻を毎時〇〇分とすることにこだわっている。実際は、一日五本が〇〇分発車ではないことからすれば、それ自体ほとんど意味のない主張だが、一七一八F列車は一七時〇〇分に発車し、次の空港第二ビル駅で二分三〇秒も停車するといういびつな設定になつていて、成田空港駅発車を一々二分遅くすれば、今回のような勘違いは未然に防止できる。団交ではこの点も追及した。しかし千葉支社は、「発車時刻を確認すれば問題ない」という頑なな対応を繰り返すのみであつた。対策ひとつとろうとせず、NEXに影響を与えたと言つては、処分するようなやり方は絶対認められない。千葉支社は、直ちに処分を撤回せよ！